

新旧対照表

設計・測量等委託

改正後	改正前
<p>(総則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、設計図書（別添の仕様書及び図面等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。</p> <p>2 受注者は、契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を契約書記載の委託期間（以下「委託期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その<u>契約代金（単価契約にあたっては履行完了した実績数量に応じた代金。以下同じ。）</u>を支払うものとする。この場合において、委託期間が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日は、この日数に算入しない。</p> <p>3 発注者は、その意団とする成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。</p> <p>4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。</p> <p>5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。</p> <p>6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。</p> <p>7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。</p> <p>8 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>9 受注者は、個人情報の保護に関し、発注者が定める東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項を遵守しなければならない。</p> <p>10 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。</p> <p>11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもつて合意による専属的管轄裁判所とする。</p> <p>（契約金額の支払）</p> <p>第30条 受注者は、前条第2項（前条第5項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）の検査に合格したときは、<u>契約金額（単価契約にあたっては履行完了した実績数量に応じた金</u></p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、設計図書（別添の仕様書及び図面等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。</p> <p>2 受注者は、契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を契約書記載の委託期間（以下「委託期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その<u>契約代金</u>を支払うものとする。この場合において、委託期間が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日は、この日数に算入しない。</p> <p>3 発注者は、その意団とする成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。</p> <p>4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。</p> <p>5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。</p> <p>6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。</p> <p>7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。</p> <p>8 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>9 受注者は、個人情報の保護に関し、発注者が定める東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項を遵守しなければならない。</p> <p>10 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。</p> <p>11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもつて合意による専属的管轄裁判所とする。</p> <p>（契約金額の支払）</p> <p>第30条 受注者は、前条第2項（前条第5項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）の検査に合格したときは、<u>契約金額</u>の支払を請求することができる。</p>

改正後	改正前
<p><u>額。以下、本条において同じ。)</u>の支払を請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。</p> <p>3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p> <p>4 発注者は、第2項又は第3項の約定期間内に代金を支払わないときは、受注者に対し<u>支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8号第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額を遅延利息として支払うものとする。</u></p>	<p>2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。</p> <p>3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p> <p>4 発注者は、第2項又は第3項の約定期間内に代金を支払わないときは、受注者に対し<u>支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8号第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額を遅延利息として支払うものとする。</u></p>
<p>(履行遅滞の場合における違約金等)</p> <p>第39条 受注者の責に帰すべき事由により委託期間内に業務を完了することができない場合において、発注者は、遅延違約金の支払を受注者に請求することができる。</p> <p>2 前項の遅延違約金の額は、<u>契約金額(単価契約にあたっては単価に履行すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額。以下本条において同じ。)</u>から第36条の規定による部分引渡しに係る契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、民法第404条に定める法定利率の割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満のは数があるとき又は100円未満であるときは、そのは數額又はその全額を切り捨てる。）とする。この場合において、検査に合格した履行部分（他の部分と明確に区分できるため、分割して引渡しを受けても支障がないと発注者が認める履行部分を含む。）があるときは、これに相応する契約金額相当額を遅延違約金の算定に当たり契約金額から控除する。</p>	<p>(履行遅滞の場合における違約金等)</p> <p>第39条 受注者の責に帰すべき事由により委託期間内に業務を完了することができない場合において、発注者は、遅延違約金の支払を受注者に請求することができる。</p> <p>2 前項の遅延違約金の額は、<u>契約金額</u>から第36条の規定による部分引渡しに係る契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、民法第404条に定める法定利率の割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満のは数があるとき又は100円未満であるときは、そのは數額又はその全額を切り捨てる。）とする。この場合において、検査に合格した履行部分（他の部分と明確に区分できるため、分割して引渡しを受けても支障がないと発注者が認める履行部分を含む。）があるときは、これに相応する契約金額相当額を遅延違約金の算定に当たり契約金額から控除する。</p>
<p>(契約が解除された場合等の違約金)</p> <p>第41条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、<u>契約金額(単価契約にあたっては単価に予定数量を乗じて計算される契約金額相当額。以下本条及び第45条において同じ。)</u>の10分の1相当額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) 前2条の規定によりこの契約が消却された場合</p> <p>(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</p> <p>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</p> <p>(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</p>	<p>(契約が解除された場合等の違約金)</p> <p>第41条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、<u>契約金額</u>の10分の1相当額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合</p> <p>(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</p> <p>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</p> <p>(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</p> <p>(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154</p>

改正後	改正前
<p>(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</p> <p>(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p>3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。</p>	<p>号）の規定により選任された管財人</p> <p>(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p>3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。</p>